

相続放棄できる期限の起算点

「相続の事実を知った時」

伯父から借金を相続した父が承認も放棄もせずに死亡し、子どもである自分が知らない間に借金の「二次相続人」になっていた。こんな場合、相続を放棄できる期限となる「3カ月」の起算点が争われた訴訟の判決が9日、最高裁第二小法廷(菅野博之裁判長)であった。明治時代から「親の死亡時」が有力な解釈だったが、判決はこれを否定し、「相続の事実を知った時」という新しい判断を示した。

最高裁、「親の死亡時」否定

社会の高齢化が進む一方、核家族化などで親族のつながりが薄れていることもあり、相続放棄の申し立ては増えている。今回の判決は、最高裁が救済の方向性を示した形となった。訴訟で原告となった新潟県内の女性は、伯父が借金を抱えたまま2012年に

訴訟で争われていた相続の内容



死亡し、相続をした父も承認・放棄をしないままに死亡したため、借金が「再転相続」された。女性は、債権回収会社から通知があった15年に自分が相続人になったと初めて知り、放棄の手続きを取った。訴訟では、この放棄の有効性が争われていた。

民法は再転相続の場合、「相続の開始があったことを知った時」から3カ月以内に承認・放棄の手続きをしなければならないと規定している。「相続財産は親などの死亡時に全て把握すべきだ」との考え方に基づき、この起算点は「被相続人(女性の場合は父)の死亡時」という解釈が旧民法時代から有力だった。

これに対し、第二小法廷は、父が死亡したからといって「父が伯父の相続人だったことを、当然に知りうるわけではない」と

指摘し、3カ月の起算点を死亡時にするのは「相続の承認・放棄を選択する機会を保障する民法の趣旨に反する」と判断。「承継した事実を知った時」を起算点にすべきだとし、女性の放棄が有効だと結論づけた。

相続に詳しい棚村政行・早大教授は「親族間の交流が減り、近親者の遺産の状況を十分に把握できない時代になった。『親の借金は子の借金』という単純な考え方ではなく、『事情を知らない相続人には過大な負担をさせない』という方向性を明確にした点で意義ある判決だ」と評価した。

司法統計によると、一次相続を含めた相続放棄の申し立ては、17年は約20万6千件に上り、07年の1・4倍に急増。滞納した税金や公共料金が引き継がれるケースも多く、今回の判決はこうした徴収業務にも一定の影響を与えそうだ。

(北沢拓也)